

専門医/指導医 更新申請について

申請書受付期間： 5月1日～5月31日（必着）

受付期間外に提出された申請書は返却いたします

提出書類

1. 更新申請書	正本1部 副本1部
2. 診療経験症例数一覧表	1部
3. 研修実績単位集計表	1部
4. 研修実績を証明するための各証書のコピー ① 出席： 参加証又は受講証もしくはこれに準ずるコピー（要・記名） ② 論文： 掲載雑誌名，巻，号，年，著者名が明記されている頁のコピー ③ 発表： プログラム，講演予報集，講演抄録または，それに準ずるもののコピー *②③は自分の名前に朱色のアンダーラインを引く	各1部
5. 申請書受領通知用はがき はがきの表に申請者の住所，氏名を記入する	1枚
6. 更新申請手数料 10,000円 「マイページ」からお支払いください	領収書提出不要

《確認事項》

- 楷書にて正確に、年月日はすべて西暦で記入すること
- 申請資格や要項について、日本大腸肛門病学会専門医制度規則および施行細則を参照すること
本学会ホームページ「専門医関連」ページ画面 > 上部 [専門医制度規則] にPDF格納
- 更新申請書とマイページの登録情報が一致していること
- 年会費を完納していること（会計年度 9/1～翌年 8/31）
- 既納の申請手数料はいかなる理由があっても返却しない

書類送付先：

〒108-0074 東京都港区高輪 3-20-9 日本大腸肛門病学会 専門医制度委員会 宛

大腸肛門病専門医/日本大腸肛門病学会指導医 更新申請書記入要項

- * 「大腸肛門病専門医」と「日本大腸肛門病学会指導医」は別の認定資格
更新申請および更新申請料はそれぞれ必要

(1) 更新申請書

- 申請基本診療科： 「Ⅰ内科・放射線科・病理科・その他」, 「Ⅱa 外科」, 「Ⅱb 肛門科」
* 変更申請をする場合は, 書類審査および筆記試験を実施する
詳細は専門医制度規則施行細則第6章を参照ください
- 申請地区： 「北海道・東北」 北海道, 青森, 岩手, 秋田, 宮城, 山形, 福島
「関東」 東京, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 神奈川, 新潟, 山梨
「中部」 富山, 石川, 福井, 長野, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重
「近畿」 京都, 大阪, 滋賀, 兵庫, 奈良, 和歌山
「中国・四国」 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知
「九州」 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄

(2) 診療経験症例数一覧表

- ・大腸肛門病疾患の診療経験 300 例以上
- ・過去5年の1年毎の診療経験症例数を各診療科目別に記入(実数を入力すること)
- ・1人の患者に対し, 同じ病気で7日間治療した場合は診療件数を1とする

(3) 研修実績単位集計表

申請業績期間： 2016年6月1日～2021年5月31日

- * 日本大腸肛門病学会学術集会 2016年(第71回)～2020年(第75回)
- * 日本大腸肛門病学会教育セミナー 2017年(第26回)～2021年(第30回)
- * その他については, 研修実績評価リストを参照すること
- * 総合計単位数が80単位を超える場合, 主要なものまたは新しいものを記載
- * 各証書コピーの添付がない場合は, 単位として認められません
- * 出席証書コピーに記名がないものは, 単位として認められません

【大腸肛門病専門医】 **30 単位以上**

日本大腸肛門病学会学術集会出席 1回以上, 日本大腸肛門病学会教育セミナー 1回以上含む

【日本大腸肛門病学会指導医】 **50 単位以上**

日本大腸肛門病学会学術集会出席 2回以上, 日本大腸肛門病学会教育セミナー 1回以上含む

【更新を必要とする年に満65歳以上】

日本大腸肛門病学会学術集会出席 1回以上, 日本大腸肛門病学会教育セミナー出席 1回以上で可